

神奈川 県 第 8 2 回 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|---|---|---|
| 1. 発行者の名称 | 神奈川県 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| 2. 発行総額 | 金200億円 | 野村證券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 令和2年度一般会計等事業資金 | 東海東京証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 令和2年7月28日 | BNPパリバ証券株式会社 |
| 5. 各公債の金額 | 1万円 | 株式会社SBI証券 |
| | 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。 | ゴールドマン・サックス証券株式会社 |
| 6. 利率 | 年0.020パーセント | しんきん証券株式会社 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | 岡三証券株式会社 |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | 丸三証券株式会社 |
| 9. 償還の方法及び期限 | | メリルリンチ日本証券株式会社 |
| (1)本公債の元金は、令和7年6月20日にその全額を償還する。 | | 岩井コスモ証券株式会社 |
| (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | パークレイズ証券株式会社 |
| (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和2年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | | 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| (2)発行日の翌日から令和2年12月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | | |
| (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | | |
| (4)償還期日後は、利息をつけない。 | | |
| 11. 申込期日 | 令和2年7月20日 | |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 | 令和2年7月28日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | | |
| | 株式会社横浜銀行（代表） | |
| | 株式会社みずほ銀行（代表） | |
| | スルガ銀行株式会社 | |
| | 株式会社三井住友銀行 | |
| | 株式会社三菱UFJ銀行 | |
| | 株式会社新生銀行 | |
| | かながわ信用金庫 | |
| | 川崎信用金庫 | |
| | 横浜信用金庫 | |
| | SMB C日興証券株式会社（代表） | |
| | 大和証券株式会社 | |
| | みずほ証券株式会社 | |

以 上